

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成28年9月1日(2016.9.1)

【公開番号】特開2015-20457(P2015-20457A)

【公開日】平成27年2月2日(2015.2.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-007

【出願番号】特願2013-147764(P2013-147764)

【国際特許分類】

B 6 0 N 2/427 (2006.01)

B 6 0 R 21/207 (2006.01)

【F I】

B 6 0 N 2/427

B 6 0 R 21/207

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月14日(2016.7.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項3】

前記サイドフレームは、前記シート前方及び後方の端部に、前記シート内側に延出する前側フランジ及び後側フランジをそれぞれ備え、

前記取付部材は、前記前側フランジと前記後側フランジとの間に配置されていることを特徴とする請求項2記載のエアバッグモジュール装備シート。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

前記取付部材は、前記モジュール取付手段よりも前記シート下方に配置されていることを特徴とする請求項3記載のエアバッグモジュール装備シート。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

前記取付部材は、前記サイドフレームから、前記モジュール取付手段の先端よりも前記シート内側の位置まで、突出していることを特徴とする請求項3又は4記載のエアバッグモジュール装備シート。

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項6】

前記サイドフレームは、前記前側フランジと前記後側フランジとの間に、前記シートの前記サイド部に沿って延出する側板部を備え、

該側板部は、前記前側フランジの近傍に、前記側板部の他の部分よりも前記シート内側に突出した凸部を備え、

前記取付部材は、前記凸部に取付けられていることを特徴とする請求項3乃至5いずれか記載のエアバッグモジュール装備シート。

【手続補正5】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項10】

前記側面パッド部の前記内側突出部の先端は、前記後側フランジの先端と前記シート幅方向において同じ位置又は前記後側フランジの先端よりも前記シート幅方向外側の位置に配置されていることを特徴とする請求項9記載のエアバッグモジュール装備シート。

【手続補正6】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項11

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項11】

前記取付部材のうち、少なくとも前記サイドフレームの前記シート内側に突出する部分の外面は、前記サイドフレームの前記シート内側の面と異なる色からなることを特徴とする請求項9又は10記載のエアバッグモジュール装備シート。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

このとき、請求項10のように、前記側面パッド部の前記内側突出部の先端は、前記後側フランジの先端と前記シート幅方向において同じ位置又は前記後側フランジの先端よりも前記シート幅方向外側の位置に配置されていると好適である。

このように構成しているため、側面パッド部の内側突出部が、サイドフレームの後側フランジのシート内側先端よりも張り出して、取付部材が、内側突出部のシート内側端部によってシート背面側から見えにくくなることを抑制できる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

請求項10の発明によれば、側面パッド部の内側突出部が、サイドフレームの後側フランジのシート内側先端よりも張り出して、取付部材が、内側突出部のシート内側端部によってシート背面側から見えにくくなることを抑制できる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図9】

